令和5年6月8日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、湖南市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、湖南市地域公共交通会議(以下「交通会議]という。)の財務に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また、 交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎事業年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。
- 3 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速や かに市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、事業年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製 し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。 (予算区分)
- 第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。
- 2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定める ことができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、湖南市予算規則(平成16年湖南市規則第45号) の規定を準用する。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 交通会議の出納は、事務局が行う。
- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。 (収入及び支出の手続)
- 第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、湖南市会計規則(平成16年湖南市規則 第46号)の規定を準用する。
- 2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
  - (1) 予算整理簿
  - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

- 第8条 会長は、毎事業年度終了後、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第 12 条の規定に定められた監査委員の監査を 受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市 長に送付しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。 付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

## 別表(第4条関係)

## 歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	雑入	1	雑入

## 歳出予算の款、項及び目の区分

	款		項		目
1	運営費	1	会議費	1	会議費
		2	事務費	1	事務費
2	事業費	1	事業費	1	事業費
3	予備費	1	予備費	1	予備費